

岡谷市建設水道部水道課

水質検査計画

(令和5年度)

令和5年度 岡谷市水道水水質検査計画

岡谷市建設水道部水道課では、岡谷市内に供給している水道水が水道法の水質基準に適合し、安全で良質な水道水を安定して供給する指針として「水質検査計画」を策定しました。

この水質検査計画は、過去の水質検査結果や水源周辺等を総合的に検討し、検査地点・検査項目を定め、過去の検査結果を踏まえ毎年見直しをしていきます。

また、水道法施行規則により、毎事業年度の開始前にホームページで市民の皆様へ情報提供を行っています。

1 基本方針

市民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水道水の水質検査計画を作成し、公表するものであります。

水道法で義務付けられている水道水の検査を定期的に、浄水は各給水区域の末端付近の給水栓（蛇口の水）で、原水は水源地取水施設で行います。

2 水道事業の概要

岡谷市の水道事業の内容は次のとおりです。

- ・給水区域

岡谷市全域

- ・浄水検査に伴う水系の名称（12水系）

今井上向、塩嶺、小井川、出早、常現寺、片間町、東堀、花岡、河原口、内山、樋沢、川岸

- ・原水検査に伴う水源の名称（15水源）

宗平寺、塩嶺、小井川第1、小井川第2、出早第1、出早第2、常現寺、片間町、東堀、花岡、河原口、内山、樋沢、川岸第1、川岸第2

- ・水源の種類

地下水、表流水

- ・浄水場の名称

小井川浄水場

浄水方法 急速ろ過方式

3 原水の水質状況

岡谷市の水源は、地下水、表流水の2種類からなり、良質な原水を取水し、適切に浄水管理を行い、水質基準を十分満足した安全で良質な水道水を供給しています。

表流水源では、河川水の安全確認のため、油膜検知装置、バイオアッセイ（魚類監視装置）等を設置し、リアルモニタリングを行い、監視体制を強化しております。さらに、活性炭注入設備を有しており、当該事態に対処できるようになっております。

また、近代水道における最大の課題といえる病原生物クリプトスポリジウム等についても、適正な運用により対処しております。

4 水質検査を行う地点

(1) 検査地点

「別紙 水質検査採水箇所図」を参照

(2) 浄水

市内12水系の末端付近給水栓にて採水し、検査を行います。

(3) 原水

井戸から汲み上げた配管の途中、もしくは汲み上げた水が最初に入る着水井とします。

5 検査を行う項目

水道法施行規則第15条第1項の規定に基づき、次のとおり行います。

浄水水質基準項目は、51項目です。

「別紙 浄水水質検査集計表」参照

(1) 毎日検査

1日1回、市内12水系の末端付近給水栓にて採水し、色度、濁度、残留塩素の検査を行います。

個人宅にお願いしています。

(2) 毎月検査

1ヶ月に1回、市内12水系の末端付近給水栓にて採水し、検査を行います。

(3) 省略不可項目検査

1ヶ月に1回もしくは、3ヶ月に1回、市内12水系の末端付近給水栓にて採水し、検査を行います。

(4) 省略可能項目検査

3ヶ月に1回、市内12水系の末端付近給水栓にて採水し、検査を行います。

ただし、法令により過去の検査結果が基準値の1/2以下の場合検査を省略できますが、過去3年間の結果が基準値の1/5以下であった項目の場合は1年に1回、基準値の1/10以下であった場合は3年に1回と検査回数を減少して検査を行います。

(5) 原水の検査

浄水水質基準51項目から消毒副生成物及び味を除いた39項目及びアンモニア態窒素について、1年に1回検査を行います。

「別紙 原水水質検査集計表」 参照

(6) 原水指標菌検査

クリプトスポリジウム汚染指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌を年1回以上、全水源の原水で検査を行います。

(7) クリプトスポリジウム等の水質検査

クリプトスポリジウム等の検査については、水系感染症を防止する観点から「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日付健水発第0330005号厚生労働省通知）に基づき、次のとおり実施します。

小井川第1水源の原水（表流水）について、クリプトスポリジウムの水質検査を年1回行います。

その他の水源は指標菌検査で異常がなく、クリプトスポリジウムの汚染の恐れがないため検査を行いません。

(8) 本市が独自に行う水質検査項目

将来にわたり水道水の安全の確保等に万全を期する見地から水質管理目標設定項目（27項目）があり、その中から水道水質管理上留意すべき物として水質基準に準じ、必要な項目（表流水については9項目、地下水については13項目）について1年に1回市内7箇所の給水栓（表流水1箇所、地下水6箇所）において検査を行います。

(9) 臨時検査

臨時検査は次の場合実施します。

- ① 水源の水質事故の影響を受けたとき。
- ② 浄水処理に異常が生じたとき。
- ③ 使用者の水道水に異常が認められたとき。
- ④ 原水の水質が急激に変化したとき。
- ⑤ その他、必要と認められるとき。

浄水処理に問題が生じた場合、取水、給水を停止し、該当物質について適宜検査を行い、適正な浄水処理に努めています。

6 水質検査計画及び検査結果の公表

- (1) 毎年3月末までに次年度水質検査計画を公表します。
- (2) 毎年、前年度水質検査結果を公表します。
- (3) 「岡谷市水道事業実施計画」により、水系の名称や末端付近給水栓、検査回数等に変更が生じる場合があります。
- (4) 結果を公表した後、次年度の水質検査計画に役立てますので、ご意見がある場合には水道課までご連絡ください。
- (5) 水質検査は、水質検査機関（水道法第20条）に委託しますが、検査能力が十分あり、精度管理がなされていることを条件としています。
- (6) 公表については文書の量が多く広報誌に掲載できないため、岡谷市ホームページに掲載することで公表とします。

なお、ホームページの閲覧ができない方は、水道課窓口で閲覧することができますのでお気軽に水道課までご連絡ください。

7 関係機関との連携

水道水の水質事故が発生した場合は、県や保健所などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速かつ適切な対応をとります。

8 連絡先

長野県岡谷市役所 建設水道部水道課

住所：〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号 フロア：庁舎4F

TEL 番号：0266-23-4811(内線：1423～1425)

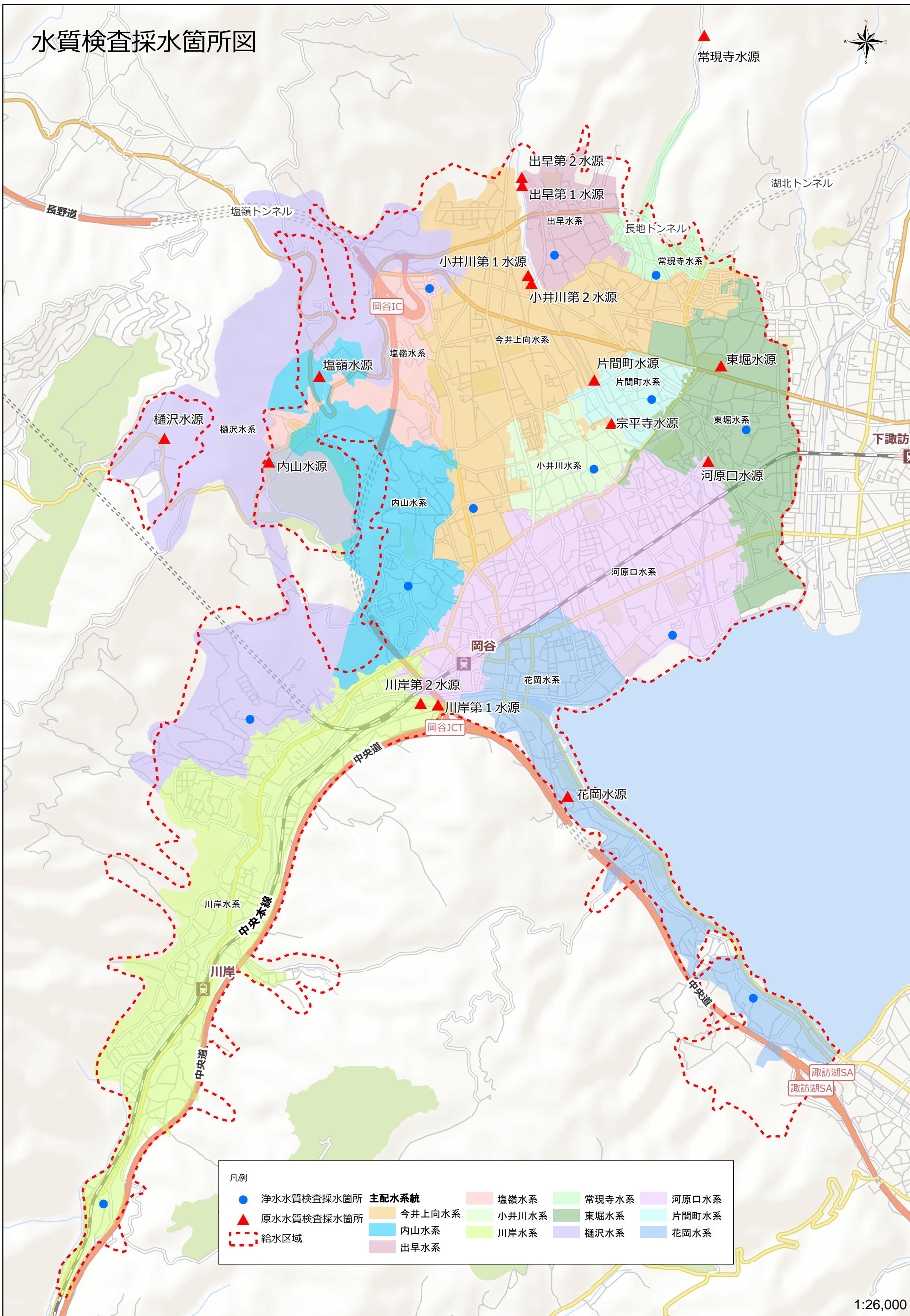
FAX 番号：0266-24-0294

メールアドレス：suido@city.okaya.lg.jp

営業時間：午前8時30分～午後5時15分

休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

水質検査採水箇所図



凡例	
●	浄水水質検査採水箇所
▲	原水水質検査採水箇所
---	給水区域
●	主配水系統
●	塩嶺水系
●	今井上向水系
●	内山水系
●	出早水系
●	常現寺水系
●	小井川水系
●	川岸水系
●	東堀水系
●	樋沢水系
●	河原口水系
●	片間町水系
●	花岡水系

浄水水質検査集計表

項目番号	項目名	水系名	今井上向	塩嶺	小井川		出早		常現寺	片間町	東堀	花岡	河原口	内山	樋沢	川岸		検査回数/年	検査の設定理由等
		基準値・目標値 / 水源名	宗平寺	塩嶺	小井川第1	小井川第2	出早第1	出早第2	常現寺	片間町	東堀	花岡	河原口	内山	樋沢	川岸第1	川岸第2		
基42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	※4
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	※4
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下																0	※2
基45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下																0	※2
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144	※1
基47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144	※1
基48	味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144	※1
基49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144	※1
基50	色度	5度以下	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	4,536	※1 ※8
基51	濁度	2度以下 ※7	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	4,536	※1 ※8
目01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	1		1	1	1			1	1			1	1			7	※6
目02	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)	1		1	1	1			1	1			1	1			7	※6
目04	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	1				1			1	1			1	1			6	※6
目05	トルエン	0.4mg/ℓ以下	1				1			1	1			1	1			6	※6
目06	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下	1		1	1	1			1	1			1	1			7	※6
目15	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	1		1	1	1			1	1			1	1			7	※6
目16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	1		1	1	1			1	1			1	1			7	※6
目17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下	1				1			1	1			1	1			6	※6
目18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下	1		1	1	1			1	1			1	1			7	※6
目19	臭気強度(TON)	3以下	1		1	1	1			1	1			1	1			7	※6
目23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1		1	1	1			1	1			1	1			7	※6
目25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	1				1			1	1			1	1			6	※6
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/ℓ以下(暫定)	1		1	1	1			1	1			1	1			7	※6
他01	残留塩素	0.1mg/ℓ以上	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	378	4,536	※5 ※8
他02	水温		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144	※5
合計			1,307	1,286	1,298	1,298	1,283	1,298	1,307	1,297	1,294	1,283	1,297	1,308	15,556				

各水系の末端給水栓にて採水し、検査実施。

- ※1 水質基準検査 回数減・省略不可項目
- ※2 検査頻度 3ヶ月に1回検査実施。なお、過去3年間の水質検査結果が基準の1/10以下は3年に1回実施、基準の1/5以下は1年に1回実施。
- ※3 原水水質検査にて、過去に検出されたため回数を増やして検査実施。現在は基準値以下。
- ※4 藻類の発生しやすい8月、9月に検査実施。
- ※5 採水時に測定実施。
- ※6 水質管理目標設定項目にて実施。
- ※7 濁度基準値について 小井川第1水源はクリプトスポリジウム対策のため0.1度以下。
- ※8 1日1回の毎日水質検査及び月例水質検査時の延べ回数。

- ・リアルタイムモニタリング実施箇所及び内容 小井川第1水源…浄水濁度、pH。片間町水源…浄水濁度。全水系…残留塩素。
- ・必要に応じ、緊急水質検査を実施する。

浄水水質検査 月別回数

項目番号	項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
基01	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
基02	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
基03	カドミウム及びその化合物													0
基04	水銀及びその化合物													0
基05	セレン及びその化合物													0
基06	鉛及びその化合物	1		2	1		1	1		1	1		1	9
基07	ヒ素及びその化合物	1	1											2
基08	六価クロム化合物													0
基09	亜硝酸態窒素													0
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	5			5			5			5			20
基12	フッ素及びその化合物													0
基13	ホウ素及びその化合物													0
基14	四塩化炭素													0
基15	1,4-ジオキサン													0
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													0
基17	ジクロロメタン													0
基18	テトラクロロエチレン													0
基19	トリクロロエチレン			2										2
基20	ベンゼン													0
基21	塩素酸	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基22	クロロ酢酸	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基23	クロロホルム	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基24	ジクロロ酢酸	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基25	ジブromクロロメタン	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基26	臭素酸	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基27	総トリハロメタン	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基28	トリクロロ酢酸	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基29	ブromジクロロメタン	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基30	ブromホルム	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基31	ホルムアルデヒド	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	48
基32	亜鉛及びその化合物													0
基33	アルミニウム及びその化合物			1										1
基34	鉄及びその化合物													0
基35	銅及びその化合物													0
基36	ナトリウム及びその化合物													0
基37	マンガン及びその化合物													0
基38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	5	2	2	5			5			5			24
基40	蒸発残留物	5	3	4	5			5			5			27

浄水水質検査 月別回数

項目番号	項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
基41	陰イオン界面活性剤													0
基42	ジェオスミン					12	12							24
基43	2-メチルイソボルネオール					12	12							24
基44	非イオン界面活性剤													0
基45	フェノール類													0
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
基47	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
基48	味	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
基49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
基50	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
基51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
目01	アンチモン及びその化合物									7				7
目02	ウラン及びその化合物									7				7
目04	1,2-ジクロロエタン									6				6
目05	トルエン									6				6
目06	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)									7				7
目15	遊離炭酸									7				7
目16	1,1,1-トリクロロエタン									7				7
目17	メチル-tert-ブチルエーテル									6				6
目18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)									7				7
目19	臭気強度(TON)									7				7
目23	腐食性(ランゲリア指数)									7				7
目25	1,1-ジクロロエチレン									6				6
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)									7				7
他01	残留塩素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
他02	水温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
	合計	209	174	191	208	192	205	208	168	268	208	168	181	2,380

※緊急水質検査は随時行う

◎別紙2 浄水水質検査実施日程表

令和5年度 R5.4月～R6.3月

水系\実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
今井上向 水系	基⑩・消・39・40	基	基	基⑩・消・39・40	基・42・43	基・42・43	基⑩・消・39・40	基	基・管理⑬	基⑩・消・39・40	基	基	
塩 嶺 水系	基	基	基・消・6・19・39・40	基	基・42・43	基・消・42・43	基	基	基・消	基	基	基・消	
小井川 水系	基	基	基・消・6・33・39・40	基	基・42・43	基・消・6・42・43	基	基	基・消・6・管理⑨	基	基	基・消・6	
出早 水系	基	基・消・7・39・40	基	基	基・消・42・43	基・42・43	基	基・消	基・管理⑬	基	基・消	基	
常現寺 水系	基	基・消・40	基	基	基・消・42・43	基・42・43	基	基・消	基	基	基・消	基	
片間町 水系	基⑩・消・6・39・40	基	基	基⑩・消・6・39・40	基・42・43	基・42・43	基⑩・消・6・39・40	基	基	基⑩・消・6・39・40	基	基	
東 堀 水系	基⑩・消・39・40	基	基	基⑩・消・39・40	基・42・43	基・42・43	基⑩・消・39・40	基	基・管理⑬	基⑩・消・39・40	基	基	
花 岡 水系	基	基・消・39・40	基	基	基・消・42・43	基・42・43	基	基・消	基・管理⑬	基	基・消	基	
河原口 水系	基⑩・消・39・40	基	基	基⑩・消・39・40	基・42・43	基・42・43	基⑩・消・39・40	基	基	基⑩・消・39・40	基	基	
内 山 水系	基	基	基・消・40	基	基・42・43	基・消・42・43	基	基	基・消	基	基	基・消	
樋 沢 水系	基	基	基・消・19・40	基	基・42・43	基・消・42・43	基	基	基・消・管理⑬	基	基	基・消	
川 岸 水系	基⑩・消・7・39・40	基	基	基⑩・消・39・40	基・42・43	基・42・43	基⑩・消・39・40	基	基・管理⑬	基⑩・消・39・40	基	基	

基・・・水質基準の基本的項目9項目「一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度」 基⑩・・・水質基準の基本的項目9項目+「硝酸態窒素及び亜硝酸性窒素」

消・・・消毒副生成物「シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロ酢酸、クロホルム、ジクロ酢酸、ジブromクロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロ酢酸、ブromジクロメタン、ブromホルム、ホルムアルデヒド」

6・・・鉛及びその化合物

7・・・ヒ素及びその化合物 19・・・トリクロエチレン 33・・・アルミニウム及びその化合物

39・・・カルシウム、マグネシウム等(硬度) 40・・・蒸発残留物 42・・・ジエオスミン 43・・・2-メチルイソホルネオール

管理〇・・・管理目標設定項目

管理⑨・・・「アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、遊離炭酸、1,1,1-トリクロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度、腐食性(ランゲリア指数)、PFOS及びPFOA」

管理⑬・・・「アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、遊離炭酸、1,1,1-トリクロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度、腐食性(ランゲリア指数)

1,2-ジクロエタン、1,1-ジクロエチレン、トルエン、メチル-tert-ブチルエーテル、PFOS及びPFOA」

原水水質検査集計表

項目番号	項目名	宗平寺	塩嶺	小井川第1	小井川第2	出早第1	出早第2	常現寺	片間町	東堀	花岡	河原口	内山	樋沢	川岸第1	川岸第2	検査回数/年	検査の設定理由等
基01	一般細菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基02	大腸菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基03	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基04	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基05	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基06	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基07	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基08	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基09	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基38	塩化物イオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基40	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基42	ジェオスミン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基47	pH値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基49	臭気	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基50	色度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
基51	濁度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※1
他03	アンモニア態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※2
他04	嫌気性芽胞菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	※3
他06	クリプトスポリジウム、ジアルジア			1													1	※3
	合計	41	41	42	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	616	

15水源にて採水し、検査実施。

- ※1 原水の水質検査は法定義務ではないが、浄水方法の適正性の判断や水質検査計画の策定等のために、水質の最も悪化している時期を選んで、消毒副生成物以外の全項目検査を実施。
- ※2 浄水処理における塩素の投入量は、アンモニア態窒素もしくは有機化合物の量により増大を余儀なくされ、トリハロメタンの生成につながるため、原水管理上の重要項目として検査を実施。
- ※3 汚染のおそれに応じた予防対策として検査実施。
 - ・リアルタイムモニタリング実施箇所及び内容 小井川第1水源…取水、沈殿処理水の濁度、pH。

原水水質検査 月別回数

項目番号	項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
基01	一般細菌				5	6	4							15
基02	大腸菌				5	6	4							15
基03	カドミウム及びその化合物				5	6	4							15
基04	水銀及びその化合物				5	6	4							15
基05	セレン及びその化合物				5	6	4							15
基06	鉛及びその化合物				5	6	4							15
基07	ヒ素及びその化合物				5	6	4							15
基08	六価クロム化合物				5	6	4							15
基09	亜硝酸態窒素				5	6	4							15
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン				5	6	4							15
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				5	6	4							15
基12	フッ素及びその化合物				5	6	4							15
基13	ホウ素及びその化合物				5	6	4							15
基14	四塩化炭素				5	6	4							15
基15	1,4-ジオキサン				5	6	4							15
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				5	6	4							15
基17	ジクロロメタン				5	6	4							15
基18	テトラクロロエチレン				5	6	4							15
基19	トリクロロエチレン				5	6	4							15
基20	ベンゼン				5	6	4							15
基32	亜鉛及びその化合物				5	6	4							15
基33	アルミニウム及びその化合物				5	6	4							15
基34	鉄及びその化合物				5	6	4							15
基35	銅及びその化合物				5	6	4							15
基36	ナトリウム及びその化合物				5	6	4							15
基37	マンガン及びその化合物				5	6	4							15
基38	塩化物イオン				5	6	4							15
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				5	6	4							15
基40	蒸発残留物				5	6	4							15
基41	陰イオン界面活性剤				5	6	4							15
基42	ジオスミン				5	6	4							15
基43	2-メチルイソボルネオール				5	6	4							15
基44	非イオン界面活性剤				5	6	4							15
基45	フェノール類				5	6	4							15
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)				5	6	4							15
基47	pH値				5	6	4							15
基49	臭気				5	6	4							15
基50	色度				5	6	4							15
基51	濁度				5	6	4							15
他03	アンモニア態窒素				5	6	4							15
他04	嫌気性芽胞菌				5	6	4							15
他06	クリプトスポリジウム、ジアルジア				1									1
	合計	0	0	0	206	246	164	0	0	0	0	0	0	616

◎別紙3 原水水質検査実施日程表

令和5年度 R5.4月～ R6.3月

水源\実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
花岡水源						全・嫌							
出早第1水源						全・嫌							
出早第2水源						全・嫌							
小井川第1水源				全・ｸﾘ・嫌									
小井川第2水源				全・嫌									
片間町水源					全・嫌								
川岸第1水源					全・嫌								
川岸第2水源					全・嫌								
東堀水源					全・嫌								
塩嶺水源				全・嫌									
宗平寺水源					全・嫌								
河原口水源					全・嫌								
常現寺水源						全・嫌							
内山水源				全・嫌									
樋沢水源				全・嫌									

全・・・原水基本項目 40項目 水質基準項目51項目-(消毒副生成物(11項目)と味(1項目))+アンモニア態窒素

嫌・・・嫌気性芽胞菌 ｸﾘ・・・クリプトスポリジウム、ジアルジア

水質検査項目 解説

岡谷市建設水道部水道課

項目		基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明
基01 一般細菌 一般細菌1mlの検水で形成される集落数が100以下		
病原生物による汚染の指標 人の健康の保護	自然由来	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、これが著しく増加した場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
水質基準項目		
基02 大腸菌 検出されないこと		
病原生物による汚染の指標 人の健康の保護	自然由来	人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
水質基準項目		
基03 カドミウム及びその化合物 カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下		
無機物・重金属 人の健康の保護	電池、メッキ、顔料	鉱山排水や工場排水などから河川水などに混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。
水質基準項目		
基04 水銀及びその化合物 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下		
無機物・重金属 人の健康の保護	温度計、歯科材料、蛍光灯	水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農薬、下水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。
水質基準項目		
基05 セレン及びその化合物 セレンの量に関して、0.01mg/L以下		
無機物・重金属 人の健康の保護	半導体材料、顔料、薬剤	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
水質基準項目		
基06 鉛及びその化合物 鉛の量に関して、0.01mg/L以下		
無機物・重金属 人の健康の保護	鉛管、蓄電池、活字、ハンダ	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
水質基準項目		
基07 ヒ素及びその化合物 ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下		
無機物・重金属 人の健康の保護	合金、半導体材料	地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
水質基準項目		
基08 六価クロム化合物 六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下		
無機物・重金属 人の健康の保護	メッキ	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
水質基準項目		
基09 亜硝酸態窒素 0.04mg/L以下		
無機物・重金属 人の健康の保護	窒素肥料、食品防腐剤、発色剤	生活排水、下水、肥料などに由来する有機性窒素化合物が、水や土壌中で分解される過程でつくられます。
水質基準項目		
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン シアンの量に関して、0.01mg/L以下		
消毒副生成物 人の健康の保護	害虫駆除剤、メッキ	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。
水質基準項目		

項目		基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下
無機物・重金属 人の健康の保護	無機肥料、火薬、発色剤	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症（チアノーゼ症）を起こすことがあります。水、土壌中で硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、アンモニア態窒素に変化します。
水質基準項目		
基12 フッ素及びその化合物		フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
無機物・重金属 人の健康の保護	フロンガス製造、表面処理剤	主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。
水質基準項目		
基13 ホウ素及びその化合物		ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
無機物・重金属 人の健康の保護	表面処理剤、ガラス、エナメル工業、陶器、ホウロウ	火山地帯の地下水や温泉、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
水質基準項目		
基14 四塩化炭素		0.002mg/L以下
一般有機物 人の健康の保護	フロンガス原料、ワックス、樹脂原料	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基15 1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下
一般有機物 人の健康の保護	洗浄剤、合成皮革用溶剤	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下
一般有機物 人の健康の保護	溶剤、香料、ラッカー	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下
一般有機物 人の健康の保護	殺虫剤、塗料、ニス	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下
一般有機物 人の健康の保護	ドライクリーニング	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下
一般有機物 人の健康の保護	溶剤、脱脂剤	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		
基20 ベンゼン		0.01mg/L以下
一般有機物 人の健康の保護	染料、合成ゴム、有機顔料	主に化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
水質基準項目		

項目			基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明	
基21 塩素酸			0.6mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	試薬 浄水処理由来	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウム及び二酸化塩素の分解生成物です。	
水質基準項目			
基22 クロロ酢酸			0.02mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	除草剤・可塑剤	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
水質基準項目			
基23 クロロホルム			0.06mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	化学品の原料	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
水質基準項目			
基24 ジクロロ酢酸			0.03mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	浄水処理由来	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
水質基準項目			
基25 ジブロモクロロメタン			0.1mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	浄水処理由来	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
水質基準項目			
基26 臭素酸			0.01mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	毛髪のコールドウェーブ用薬品	原水中の臭化物イオンが高度浄水処理のオゾンと反応して生成されます。	
水質基準項目			
基27 総トリハロメタン			0.1mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	浄水処理由来	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。	
水質基準項目			
基28 トリクロロ酢酸			0.03mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	医薬品・除草剤・腐食剤	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
水質基準項目			
基29 ブロモジクロロメタン			0.03mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	浄水処理由来	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
水質基準項目			
基30 ブロモホルム			0.09mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	浄水処理由来	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
水質基準項目			

項目			基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明	
基31 ホルムアルデヒド			0.08mg/L以下
消毒副生成物 人の健康の保護	接着剤・防腐剤	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。	
水質基準項目			
基32 亜鉛及びその化合物			亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
色 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	トタン板、合金、乾電池	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。	
水質基準項目			
基33 アルミニウム及びその化合物			アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
色 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	アルマイト製品、電線、ダイカスト、印刷インク	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。	
水質基準項目			
基34 鉄及びその化合物			鉄の量に関して、0.3mg/L以下
色 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	建築、橋梁、造船	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味（カナ気）や、洗濯物などを着色する原因となります。	
水質基準項目			
基35 銅及びその化合物			銅の量に関して、1.0mg/L以下
色 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	電線、電池、メッキ、熱交換器	銅山排水、工場排水、農薬などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。	
水質基準項目			
基36 ナトリウム及びその化合物			ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	苛性ソーダ、石鹼	工場排水や海水、塩素処理などの水処理に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	
水質基準項目			
基37 マンガン及びその化合物			マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
色 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	合金、乾電池、ガラス	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈することがあります。	
水質基準項目			
基38 塩化物イオン			200mg/L以下
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	食塩、塩素ガス	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びびし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。	
水質基準項目			
基39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）			300mg/L以下
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	カルシウム：肥料、さらし粉 マグネシウム：合金、電池	硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹼の泡立ちを悪くします。	
水質基準項目			
基40 蒸発残留物			500mg/L以下
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	自然由来	水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。残留物が多いと苦み、渋みなどを付け、適度に含まれるとまろやかさを出すとされます。	
水質基準項目			

項目			基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明	
基41 陰イオン界面活性剤			0.2mg/L以下
発泡 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	合成洗剤	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	
水質基準項目			
基42 ジェオスミン			0.00001mg/L以下
カビ臭 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	自然由来	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナヘナなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。	
水質基準項目			
基43 2-メチルイソボルネオール			0.00001mg/L以下
カビ臭 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	自然由来	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウムやオシロトリアなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。	
水質基準項目			
基44 非イオン界面活性剤			0.02mg/L以下
発泡 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	合成洗剤、シャンプー	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。	
水質基準項目			
基45 フェノール類			フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
臭気 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	合成樹脂、繊維、香料、消毒剤、防腐剤の原料	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあり、微量であっても異臭味の原因となります。	
水質基準項目			
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)			3mg/L以下
味 生活利用上障害が生ずるおそれの有無	環境由来	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。	
水質基準項目			
基47 pH値			5.8以上8.6以下
基礎的性状 生活利用上障害が生ずるおそれの有無		0から14の数値で表され、pH7が中性、7から小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。	
水質基準項目			
基48 味			異常でないこと
基礎的性状 生活利用上障害が生ずるおそれの有無		水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほか、水道管の内面塗装などに起因することもあります。	
水質基準項目			
基49 臭気			異常でないこと
基礎的性状 生活利用上障害が生ずるおそれの有無		水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装剤などに起因することもあります。	
水質基準項目			
基50 色度			5度以下
基礎的性状 生活利用上障害が生ずるおそれの有無		水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。	
水質基準項目			

項目			基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明	
基51 濁度			2度以下
基礎的性状 生活利用上障害が生ずるおそれの有無		水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。	
水質基準項目			
目01 アンチモン及びその化合物			アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下
無機物・重金属	活字、ヘアリング、電極、半導体材料	鉱山排出や工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。	
水質管理目標設定項目			
目02 ウラン及びその化合物			ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)
無機物・重金属	原子力発電用核燃料	主に地質に由来して地下水などで検出されることがあります。天然に存在する主要な放射性物質の一つです。	
水質管理目標設定項目			
目04 1,2-ジクロロエタン			0.004mg/L以下
一般有機物	塩化ビニル原料	殺虫剤、有機溶剤として使用される有機化学物質です。	
水質管理目標設定項目			
目05 トルエン			0.4mg/L以下
一般有機物	香料、火薬、ベンゼン原料	染料、有機顔料などの原料です。代表的な有機溶剤で、シンナー、接着剤などに広く使用されます。	
水質管理目標設定項目			
目06 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)			0.08mg/L以下
一般有機物	化粧品、印刷物の溶剤	プラスチック添加剤(可塑剤)等として使用される有機化学物質です。	
水質管理目標設定項目			
目15 遊離炭酸			20mg/L以下
味	自然由来	水中に溶けている炭酸ガスのことで、水に爽やかな感じを与えますが、多いと刺激が強くなります。また、水道施設に対して腐食等の障害を生じる原因となります。	
水質管理目標設定項目			
目16 1,1,1-トリクロロエタン			0.3mg/L以下
臭気	脱脂剤、エアゾール	工場排水などの混入によって地下水で検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味の原因となります。	
水質管理目標設定項目			
目17 メチル-t-ブチルエーテル			0.02mg/L以下
臭気	オクタン価向上剤、アンチノック剤、溶剤	オクタン価向上剤やアンチノック剤としてガソリンに添加される有機化学物質です。	
水質管理目標設定項目			
目18 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)			3mg/L以下
味	環境由来	有機物の指標として基準項目の「有機物」とは別の測定法により求めた量です。水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表したものです。	
水質管理目標設定項目			

項目		基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明
目19 臭気強度 (TON)		3以下
臭気		臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気のほとんどが感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、臭気を感じなくなった時の希釈倍数で臭気の強さを示します。
水質管理目標設定項目		
目23 腐食性 (ランゲリア指数)		- 1 程度以上とし、極力 0 に近づける
腐食		水が金属を腐食させる程度を判定する指標で、数値が負の値で絶対値が大きくなるほど水の腐食傾向は強くなります。
水質管理目標設定項目		
目25 1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L以下
一般有機物	ポリビニリデン原料	家庭用ラップ、食品包装用フィルムの原料に使用します。
水質管理目標設定項目		
目31 ヘルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びヘルフルオロオクタタン酸 (PFOA)		PFOS及びPFOAの量の和として、0.0005mg/L以下 (暫定)
一般有機物	泡消火剤、はっ水剤	PFOSは平成22年に国内での製造・使用が禁止されています。PFOAについても、国内での製造・使用を禁止する動きがあります。耐熱性や耐薬品性に優れており、分解されにくい性質があります。
水質管理目標設定項目		
他01 残留塩素		1mg/L以下
臭気	浄水処理由来	水道法では、衛生確保のため塩素消毒を行うことが定められています。残留塩素とは、水道水の中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいいます。
水質管理目標設定項目		
他03 アンモニア態窒素		
人の健康の保護		高い場合は、尿管などによる汚染に近い時期にあったことを示しています。
水質管理目標設定項目		
他04 嫌気性芽胞菌		
人の健康の保護		検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあります。
指標菌検査		
他06 クリプトスポリジウム・ジアルジア		検出されないこと
人の健康の保護	自然由来	ヒトやその他の哺乳動物の腸管に寄生する原虫です。経口摂取され腸管の細胞内で増殖し糞便と共にオーシストという形で体外に排出され、河川水や井戸水の感染原因となります。また、非常に強い耐塩素性を持ち、通常の浄水処理の塩素消毒程度では殆ど感染力が無くならないため、水道水や食品を介した集団感染の発生事例が多くあります。
指標菌検査		

項目			基準
区分・観点・検査項目	主な使われ方	説明	
			項目数 69

・水質基準項目

水質基準項目は、人の健康の保護の観点から設定された項目と、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目からなります。人の健康の保護の観点から設定された項目は、「1 一般細菌」から「31 ホルムアルデヒド」までの31項目です。また、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された項目は、「32 亜鉛及びその化合物」から「51 濁度」までの20項目です。

・水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、「1 アンチモン及びその化合物」から「31 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)」まで(4番、6番、7番及び11番は欠番)の27項目です。

「15 農薬類」については、対象農薬(114種類)から、各水道事業者等がその地域の状況をふまえて、測定を行う農薬を選定し、各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1を超えないことを確認することとされています。当市では必要な項目のみの検査を行っています。

・クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)

水道原水のクリプトスポリジウム等による汚染(糞便汚染)のおそれを簡便に判断するため、指標菌検査を行います。

指標菌は、温血動物の常在菌であり糞便に多数存在する「大腸菌」と、クリプトスポリジウムと同様に塩素耐性を持ち高い出現相関がある「嫌気性芽胞菌」の二菌が定められています。

水道原水中にこの指標菌の何れか一方でも検出された場合は、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあるものと判断します。

ジアルジア(Giardia)は、クリプトスポリジウムよりサイズが大きく水道水などを介して感染する病原微生物です。経口的に水や食品を介して体内に入り、腸管に寄生後増殖して糞便と共にシストという形で体外へ排出されます。主症状は腹痛、脂肪性の下痢、食欲不振等で、一般の健康な人では症状が出ないこともあります。予防対策としては、クリプトスポリジウムと同様な対策を講じることが有効とされています。